

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該変更許可申請に係る書類等を縦覧に供する。

2026年（令和8年）9月25日

福山市長 枝 広 直 幹

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ツネイシカムテックス 株式会社 代表取締役 神原 文雄
広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
福山市箕沖町107番6
- 3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、鉱さい、がれき類及びばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 5 変更の内容

	変更後		変更前
埋立容量	1,130,340 m ³	埋立容量	887,710 m ³
- 6 申請年月日
2026年（令和8年）7月28日
- 7 縦覧場所
福山市東桜町3番5号
福山市経済環境局環境部廃棄物対策課
- 8 縦覧の期間及び時間
2026年（令和8年）9月25日から同年10月26日まで（ただし、市の休日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
(1) 意見書の提出期限
2026年（令和8年）11月9日午後5時15分まで
(2) 意見書の提出先
〒720-8501
福山市東桜町3番5号
福山市経済環境局環境部廃棄物対策課
(3) 意見書の記載事項
ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所
イ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書に記載された申請者名
ウ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見